

# 愛知県介護支援専門員協会会費規約

## (目 的)

第1条 この規約は、愛知県介護支援専門員協会規約第6条に基づく入会金及び会費について必要な事項を定める。

## (入会金)

第2条 入会を承認された者が納付すべき入会金の額は、本会に納入する分と、日本介護支援専門員協会に納入する分を合算した金額とする。

2. 入会金は1,000円とする。(日本介護支援専門員協会は1,000円)

## (会 費)

第3条 入会を承認された者が納付すべき会費の額は、本会に納入する分と、日本介護支援専門員協会に納入する分を合算した金額とする。

2. 会費は年額2,000円とする。(日本介護支援専門員協会は年額5,000円)

## (会計年度)

第4条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (雑 則)

第5条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会において協議し、会長が定める。

附則 1. この規約は、平成18年12月22日から施行する。

2. この規約は、平成21年 4月 1日改定。

3. この規約は、平成22年 4月 1日改定。